

◆令和8年度つながる鎌倉エール事業の変更点について

1 要綱・手引きの改定について

(1) 令和8年度から変更する内容

申請要件変更に伴う申請書類記載項目の追加

<新・申請要件>

「地域活性化コース・協働コースは、当該事業を対象とする補助金を除き他の補助金・助成金を受けていても申請可能」とする

⇒(12月委員会意見)

申請様式に他補助金に関する情報を記載する必要があるかどうか整理が必要

⇒(案)

申請書にチェックボックスを設ける。

スタートアップコース

「他の補助金・助成金を受けていません。」

地域活性化コース・協働コース

「提案事業については、他の補助金・助成金を受けていません。」

(2) 令和8年度推進委員会において議論し、令和9年度エール事業に反映する内容

・審査選考基準(各コースの審査基準を整理し見直しを行う)

2 講評の場への市民活動コーディネーター同席について

<R7年度>

試験的に、地域活性化コースと協働コースにおいて、講評の場に同席した。

メリット

- ・コーディネーターが推進委員会の講評を直接聞くことでエール事業の伴走支援に活用出来る。
- ・委員の意見や疑問に対し、提案団体の申請までの経過等を具体的にコーディネーターからお伝えすることが出来る。

デメリット

- ・推進委員会としての率直な意見交換の場と、コーディネーター同席のもとでの意見交換の時間を設ける必要があり、内容が一部重複する。
- ・推進委員会とNPOセンターの役割分担が不明瞭となる。(推進委員会は、つながる鎌倉条例第10条第2項の規定により、「指針等の調査審議を行う機関」と定められており、一方でNPOセンターは、年度協定の事業計画書に基づきエール事業の伴走支援を担っている。)

↓

(案1)「推進委員会の審議結果を事務局でまとめ、コーディネーター入室後に要点を事務局から説明した後、その詳細についてコーディネーターが委員から直接聞く」という手法にて継続して行う。

(案2)講評の詳細については地域のつながり課からコーディネーターに伝えることとし、コーディネーターは講評の場に同席しない。